

令和4年第4回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和4年7月26日（火曜日）

出席委員（7名）

委員長	木戸岡	秀彦	君	副委員長	実川	圭子	君
委員	上林	真佐恵	君	委員	中村	庄一郎	君
委員	根岸	聡彦	君	委員	東口	正美	君
委員	中野	志乃夫	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

5番 森田真一君

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	嶋田	淳	君
議事係長	吉岡	繁樹	君	主任	関口	百合子	君

出席説明員（2名）

6番 尾崎利一君 7番 上林真佐恵君

会議に付した案件

- (1) 議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例
- (2) 所管事務調査
社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて

午前 9時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいまから令和4年第4回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 初めに、議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例、本案を議題に供します。

本日は、本議案提出者であります尾崎利一議員が出席されておりますので、御報告をいたします。また、同じく議案提出者であります上林真佐恵委員は説明員席へ移動をお願いいたします。

説明員の座席につきましては、現在御着席のとおりといたします。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（実川圭子君） この条例のような、似たような条例を持つところが東京都の中でも大分区部のほうでも出てきているようなんですが、他市、他自治体での取組状況、特に東京都の区部とあと市部について、また全国的な動きなどがありましたら教えていただきたいと思います。

○7番（上林真佐恵君） 今日はどうもありがとうございます、お時間をつくっていただきまして。

それでは、お答えしたいと思います。

東京都内ですと、区部がほとんどなんですけれども、今大体13自治体ぐらいですかね。昨年の令和3年の10月6日時点で大体そのぐらいの区部で取り組まれてます。それから市部、26市では三鷹市で今年の10月から補助を始めるというふうに聞いております。あと全国ですと、ちょっと具体的な数字今持ってないんですけども……、出てこないな、全国でも何市かで取り組まれてるっていうのは、今分かっている報道などでされているというふうに思っています。

以上です。

○委員（実川圭子君） ありがとうございます。

それから、第2条の（2）のところで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する障害者総合支援法のほうで補装具の支給を受けている方は除くということなんです、この補装具についてのちょっと条件などがもし分かりましたら教えていただきたいと思います。

あと、東京都のほうでは、東京都のほうでお子さんに対しては、中等度の難聴児発達支援事業ということでこの補助があると思いますけれども、それについても教えていただきたいと思います。

○7番（上林真佐恵君） まず、障害者総合支援法による補装具費の支給制度としては、内容っていうこと……条件っていう……補聴器そのものの条件じゃなくて聞こえの条件ということですよ。大体、等級でいうと、原則的に2級と3級と4級と6級というふうになってるんですけども、具体的には全部聞こえない方はもちろん、両耳で全聾というんですかね、100デシベル以上っていう方から、6級ですと大体70デシベル以上っていうことで、片方が90デシベルでもう1個が50というような両耳の差があっても入るっていうことですが、基本的には70デシベル以上というふうになっています。

東京都のお子さんなんですけれども、ちょっとお待ちください。東京都のものは中等度難聴児発達支援事業っていうものなんですけれども、これ18歳未満の児童ということで、両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないことっていうところですかね。あと医師の診断が必要と

というような条件もある。それが対象というふうになっております。

以上です。

○委員（実川圭子君） そういった補聴器に対する補助などがいろんなところであるのですけれども、今回この対象者を高齢者、そして非課税世帯ですか、にしたというようにところで、そこに限定してこの補助をするっというような条例にするというのは、どういった意図というか、なのか教えてください。

○7番（上林真佐恵君） やはり、全ての困ってる方をカバーしたいっていう気持ちはもちろんあるんですけども、まずはやっぱり非課税というところ、補聴器は大変高額ですので、まずは非課税世帯っていうことで、あと高齢者の方、やっぱり65歳以上になるとだんだん年を重ねるにつれて加齢性の難聴の方は増えてくるということで、それから年を重ねると半分以上の方、さらにもっと70%ぐらいの方っていう方がやはり難聴になっていくっていうことで、まずは限定的、非常に限定的なんですけれども、ということでこういう制度をつくった上でもっとよりよいものに拡充をしていければというふうに、そういうふうに市のほうにも要求をしていきたいというふうに思って、今回はまずは限定的だけれども、制度を創設したいという気持ちでこういうふうに提案をさせていただきました。

以上です。

○委員（実川圭子君） 本会議での説明のときにあったかちょっと忘れてしまったんですけども、その対象になる方が市内でどれくらいいるか想定している人数と、あとは費用については、予算についてはどの程度見込んでいるのかお伺いします。

○7番（上林真佐恵君） 対象者ですけれども、令和2年度の行政報告書では、65歳以上の本人非課税の方が5,907人というふうになってます。ただ、既に導入している区部の実績を見ますと、結構人口が多いような、この間視察にも行った江戸川区さんとかでも実際には228人という支給の実績になっていて、ほかの区でもそんなに多くの方が実際には利用されていないということで、例えば足立区さんですと69万人ぐらい人口としてはあるんですけれども113人ぐらいですとか、3月議会、6月ですかね、尾崎議員の一般質問で、大体当市のこういう他市の実績から当てはめると20から30ぐらいというような、計算値ですけれどもそういう計算もありますので、まずは100名ということで、ぐらいあれば十分なんじゃないかなというのがそういう計算で出したということになります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今、上林議員から説明ありましたが、これは中野区議会に令和3年10月6日厚生委員会に提出された資料です。それで令和2年度の実績が出されていて、文京区人口12万5,000人ですけれども、そこで33人、墨田区人口27万7,000人ですけども48人、豊島区人口28万5,000人で72人、江戸川区人口66万人で228人ということなんですね。

東大和市の人口で置き換えてみると大体20人から30人程度になるのではないかと、これらの実績を踏まえることでですね。そうすると2万円が掛けると、40万から60万ぐらいっていうのが各市の実績。特に江戸川は補聴器の助成だけではなくて、調整も江戸川区で週に1回ですかね、月に1回だか週に1回だか窓口設けて、調整も行って利用も高いんじゃないかと思われる江戸川でもこの人数なので、額でいうと40万から60万円程度になるのではないかとということです。

○委員（実川圭子君） ありがとうございます。

あと、最後にちょっと、今調整というお話があったんですけども、この補聴器は買っただけではうまく使

えなかったりとか、その後メンテナンスが非常に重要なのだと思いますけれども、これは医師の診断があって補助するというのもあるので、そのあたりフォロー体制というか、調整とかメンテナンスとかについて、電池の交換が必要だとか、それには補助がつくとつかないとかいろいろあると思いますけれども、その調整についてどのような体制が今後必要なのかとか、何か御意見ありましたらお伺いします。

○7番（上林真佐恵君） 本当におっしゃるとおりで、やっぱり買っただけではなかなか補聴器使う御自身の耳に慣らしていくっていうのがなかなか大変で、やはり定期的にお医者さんに行行って調整するっていうのが非常に大事なんですけども、今回この条例については初期の購入費用というふうになってますけれども、やはりこのまず制度をつくった上で、もちろん調整についてもぜひそういう補助をつけて助成をしていきたいというふうに、していけるように市に要望していきたいなというふうに、本当にこの制度をつくった上で拡充をしていければなというふうに思っています。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 提案理由の説明でも上林議員のほうからありましたけれども、65歳以上の半数が加齢性難聴というふうに言われている状況で、しかもそれが認知症や鬱病の大きな要因になってるという危険因子になってるということは広く知られているところです。

そういう中で、市とのやり取りでも、例えば一番いいのは医療保険を適用するのが一番いいっていうふうに市からの答弁ありました。そのとおりだと思いますけれども、現状実際に多くの高齢者が難聴によってなかなか外に出られない、人との会話が成り立たないっていう状況が広範にある中で、まずできるところから出発するっていうことで、今回の条例そのものは補聴器購入の助成条例ですけれども、これと併せて市がそういう形で、江戸川のように毎週認定補聴器技能者による技術支援を行うというような支援を併せて行っていくっていうことは必要だと思いますし、これ要求していきたいというふうに思っています。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） 幾つか補聴器購入後の解消のほうが必要だというような今お話もあったと思いますが、そういう中でこの補聴器に対しましての耳鼻咽喉科のお医者様の中でも補聴器相談医という方がいらっしゃるようでございます。こういう方や、先ほど尾崎委員のほうからありました認定補聴器技能者というような、民間の試験を受けたアフターケアをする専門家がいるというふうに思いますけれども、当市がこのような補聴器の助成に、今回条例ですけれども、こういう補聴器相談医や認定補聴器技能者からのアドバイスを受けられる東大和市の環境というのはどのような状況になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○6番（尾崎利一君） 状況っていうのがどういう意味なのかよく分かりませんが、先ほど申し上げたように、江戸川などでは認定補聴器技能者による技術支援を行って利用が伸びているということはありますので、そういう、今回の条例そのものは購入補助条例ですから、直接その後のアフターケアなどを定める条例ではありませんけれども、制度としてそういうことを市として進めていただく必要はあるというふうに思っています。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時47分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより自由討議を行います。

○委員（実川圭子君） 自由討議ですので私の意見を述べたいと思いますけれども、補聴器の補助はできたらいいなと思いますけれども、なかなかまだ市部の状況もこれからということで、私はお子さんの中等度の補助が東京都であるので、東京都のほうでこういった制度をつくってほしいというのが率直な意見なんですけども、区部のほうを見るとその補助率とかも区部、区によってばらつきがありますし、やってるところやってないところということで、何か非常にそれが納得いかないというか、そういった状況を解消するためにも東京都でこういったことを進めていくことを要望していくっていうのも一つなのかなと思っていて、あとは、いろんな補助っていうのが、要望したいところっていうのはあると思うのですけれども、全体を見てというか、補聴器だけ先行していいのかとか、全体の市の予算の配分とかバランスなども見て考えていく必要があるのかなと思っていて、もう少し様子を見てもいいかなというのが私の今の感想でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 本日はお時間いただきまして、皆さんありがとうございました。

質疑もいただいた中で改めて思ったんですけれども、やっぱり日本では非常に補聴器の普及率が低いということで、ヨーロッパ諸国では半分近い方が補聴器、高齢者の方使っていらっしゃるんですけど、日本では14%っていうデータがあって、ヨーロッパではやっぱり公的な補助が、国の制度がありますので、我々やっぱり国の制度、東京都の制度としてやっぱりこういうものが、医療保険でって話もありましたけど、やっぱり医療としてそういうものがあるべきだというのが一つあります。ただ、それは実現してないわけで、残念ながら。

また、こうやって自治体がこうやって先行してやっぱり制度をつくっていくことで、国や東京都が制度をつくるっていうことの後押しにはなるっていうふうにごく思いますので、今回限られた、本人非課税で上限額も2万円ということで限られたものではあるんですけれども、まずは制度をスタートさせて、それでよりよいものに東京都や国にも制度をつくってほしいということで要望していきながら、よりよい制度に拡充していきたいなというふうに思っていますので、ぜひ皆さんよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時52分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて、本案を議題に供します。

7月19日に江戸川区へひきこもり対策について視察を行いました。本日は、視察内容について御意見、御感想を御発言いただきたいと思います。19日の日に江戸川区に視察をようやくさせていただきましたけれども、様々参考になったこともあると思いますけれども、お一人一人感想、意見ですね。お願いをしたいと思います。それでは、実川副委員長のほうからよろしいでしょうか。

○委員（実川圭子君） 非常に自治体も大きい自治体で、人口が大きい自治体であれだけの実態調査を行ったことで、データの分析などどうされてるのかなっていうのが一番私としては興味があったんですけども、お話を聞いて驚いたのが、そのデータを分析していくというよりは、個別対応をととても丁寧にやっていたというのに非常に驚きました。事務方の職員さんではありますけども、やってることは本当にソーシャルワークというか、相談なども含めて非常に熱意を持って丁寧に実施されていたということが、本当にホームページとか記事などだけでは分からないことが聞けたので、視察に行けたことは非常に有意義だったなというふうに思います。

東大和は、それに比べると本当に人口もコンパクトでありますので、実態調査については江戸川の手法を参考にして、例えば対象者の絞り方ですとか、あと2次調査ということで、まだ調査をしていましたけれども、その2次調査についても、これ以上必要がないっていう方も半数ぐらいいと思いますので、そういったところを窓口の周知にとどめて、対象、支援を要望してるというか、支援が必要だというふうに訴えてる当事者や家族の方に集中して行っていかいろんな手法が本当に見えるなと思ったので、そういうことを参考にして、ぜひ東大和でも実態調査を行ってほしいなっていうことが1点と、あとは窓口をつくったことでそうやって変わってきたということがありましたけれども、東大和もようやく窓口をつくり、家族会などもできてきていますので、今後進め方は非常に参考になるかなと思いました。

あと、実際には委託をして相談なども行っているということでしたけども、やはり相談事業となると専門性ですとか継続性が非常に重要だと思いますので、そういったパートナーというか一緒に事業を進めるパートナーを東大和も見つけて、そういったところと連携をしながら進めていくということが必要なのかなというふうに感じました。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

コロナ禍の視察を受け入れていただいた江戸川区には大変に感謝をいたしております。

また、大きな自治体で全件調査ということで、今、実川委員からもあったように、もう少しシステムチックに進められてると思っていましたけれども、そうではなくて本当に体当たりで1件1件の中から事例を積み重ねながら、またお一人お一人に寄り添う中で、もちろん思ってる効果もあれば、意外な効果もあるっていうことが経験値として積まれていってるっていうのを目の当たりにさせていただきました。担当の、役職が部長さんだったか課長さんだったか、14年間生活福祉に携わっている中で現場経験がある上司がいる中で、いろんな今まで抱えてきたセクションがなかったり、担当部がなかったりすることで解決できなかったことに、区長の思いもあって江戸川区が一步前にセクションを設けて前進をさせているんだなというふうに思いました。

もちろん東大和市としても、全件調査ということもありますけれども、江戸川区の様子を見て、やはり現場現場でこのひきこもりと思われる事例に触れられてないわけではないだろうなっていうふうに思うんです。一つは生活保護という仕組みであり、もう一つ私が強く思っているのはやはり地域包括支援センターの高齢者との関わりの中で、高齢者の家庭の中に直接入っていているこの地域包括支援センターは相当量の情報も持ち合わせていると思います。ただ、一方で高齢介護に限られる業務内容という中で、様々監査の過去の問題もあり、踏み込めないでいるということもあるのだと、その中で横の連携を東大和市の中では密に取っていただきながら、様々な事例に私も職員の皆様また包括支援センターの皆様に対応いただいていると思うので、希望としては、コロナが増えてきてしまったので無理かもしれないんですけども、この地域包括支援センターを中心としてこの問題に取り組んでる日野市の行政視察はぜひともさせてもらいたいなというふうに思います。

東大和市も、包括支援センターをもう一件増やさせていただいて4施設の体制になる中で、このひきこもりについてのこの権限強化みたいなことができると相当、東大和市としてのこの実践例を積み上げていけるのではないかというふうに改めて、江戸川に行きましてやはり一人に寄り添う中で見えてくる問題っていうのが、基礎自治体が一番できることなのではないかなというふうに改めて強く感じました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

○委員（根岸聡彦君） 江戸川区のほうに視察に行かせていただいて、非常によかったと思っております。

ひきこもりというのはなかなか、御本人からしてみると、社会復帰をしたいという方もいらっしゃるだろうし、中にはひきこもりが好きだというふうな考えの方もいらっしゃる。御家族の方からすると、やはり世間体というものを気にせざるを得ないという部分ある中で、非常に難しい問題なんだろうなと。

説明を受けた中で、私が幾つか質疑させていただいたところで、きっかけの数ですね。きっかけの数がゼロから1個というふうに答えた方が、74%が、4分の3いらっしゃるという中で、回答としては、その数がゼロとか1とかいうのではなくて、幾つあるのか分からないというところで、言ってしまうと何が分からないのか分からないというところで非常に強いジレンマを感じているんだというようなところを感じることができたと思います。

やはり、マニュアル化できるようなものではなく、ひきこもりというのはその人その人、当事者の個々人のそれぞれの思いですとか考え方、それから生活環境等が複雑に絡み合って、結果としてそういうことが発生してきているという中で、江戸川区のように体を張ってぶつかってそこに寄り添って、人海戦術的な形で時間を

かけて対処していくということが今考えられるベストなのかなというように感じを受けました。

そのときに、たしか東口委員のほうから、ひきこもりは悪いことではないというような御意見というか感想があったと思いますけれども、まさにそのとおりであって、その後の私の質疑の中で、ひきこもりになっていらっしゃる当事者がどうしたいのか、どうあるべきと思っているのかということと、御家族の方がどうしたいのかというその思いのギャップがあると思うけれども、その中、それに対応していくにはどうしたらいいのかということについてはなかなか明確なこれがいいんだというものがないで、やはり先ほど申し上げたように、個々人の個々のケース・バイ・ケースによっていろいろなアプローチの仕方、全部違ってくるんだというところで、ひきこもりイコール悪ではないというその認識から始めなければいけないということを感じることができたと思っています。

説明が終わった後に、梨本副参事でしたかね、参事だったか副参事だかちょっと役職は忘れちゃったけれども、その梨本さんのほうから話しかけられまして、やはり個々の対応の仕方というものに対して、職員も大きな葛藤の中で手探りの状態でやってるのが現状なんだというところ。やはり当事者、それから御家族もそうなんですけれども、それを取り巻く周囲の方々の協力がどうしても必要不可欠になってくると。いわゆるひきこもりって言うと、露骨にそういうことを言う人はいないとは思いますが、何かあそこのおかしくなっちゃってる人がいるんじゃないかとか、そういった差別的なことに対しても対応していかなければいけないという当事者、家族のみならず、周囲も巻き込んだ総合的な、何て言ったらいいんでしょうね、その対処といたしますか、周囲の方々に対してはひきこもりというのはどういうものなのかという周知から始まって、それに対応してそういう人たちに接する方法、アプローチの仕方等も周知をしていくということの大切さ、難しさということをお話をされておりました。

東大和市に関していうと、江戸川区に比べて非常に規模も小さくて、コンパクトにまとまった町でありますので、アプローチの仕方、例えば人海戦術でやっていくについても、その量については江戸川区ほどではないけれども、まだまだこれから一步踏み出そうという中で、江戸川区のような体制をまず確立していくということは非常に重要なことではないのかなという感想を持ちました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

○委員（上林真佐恵君） このたびは本当に有意義な視察で、ありがとうございます。

皆さんもおっしゃってましたけれども、全件調査をするっていうこともすごいことだと思うんですけど、やっぱりそのデータを、あ、こんなにいるんだってことじゃなくて、本当に支援につなげるためにそれをやってるっていうことが本当にすごいなというふうに思いましたし、本当にひきこもり当事者の方、年齢も違えばそういうひきこもりの状態になった経緯も違って、本当にオーダーメイド型の支援が必要だっていうふうに言われてますけれども、本当にそれを実際にこれだけの、未回答者7万7,307世帯の中で本当にSOS、この中にこそ本当に悩んでる方がいるんじゃないかっていうことで2次調査を行って、支援につなげるための調査っていうのが本当にすごいなというふうに思っていて、本当にこれ東大和市でもこういうことできたらなというふうに思いましたし、たしか委員長の御質問で、周知のことで今、根岸委員もおっしゃってましたけども、この全件調査こそが周知だっていうのが、私は本当にそうだなと思って、今やっぱり当事者の方も家族の方も、あまり自分の子がひきこもりだとか、家族にひきこもりの人がいるんだよっていうのはやっぱりなかなか言えない方本当に多くいらっしゃいます、いらっしゃると思うんですけども、こういう調査が来ることで、その

ときはSOSを出せなくても、本当にね、何年か後とかにこういうのあったなっていうふうに支援、SOS出せるってこともあるでしょうし、今当事者が身近にいらっしゃる方に対しても、ひきこもりって悪いことじゃなくて、今そういう状態になってることだよっていうそういうメッセージを、この全件調査によって全世界に出すことができるし、本当にそういう意味では全件調査ってすごいデータを得るってことじゃなくて、いろんな力があるんだなっていうふうに本当に感銘を受けました。

東大和市でも御家族から要望があって、家族会とかっていうふうになら進んではいますけども、本当にSOS出せない方たくさんいらっしゃるなというふうに思うので、具体的な支援の方法として委託事業者と連携のこととかもうちよつと詳しく聞きたいこともあったんですけど、本当に皆さんすごい活発に質問とか出されて、時間がちよつとなくなっちゃって残念だったなというふうに思うんですけども、東口委員もおっしゃってたように、ほかの市の、他市の事例とかももっと見させていただいて、具体的な支援どのようにやってるかっていうようなこととか私も勉強したいですし、東大和市の支援に取り入れていければいいなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

○委員（中野志乃夫君） 一応、こういうひきこもりに関しての調査をしていただいたことに感謝いたします。

それと、江戸川区が区長のいろいろそういう働きかけがあったからこそできたんだというのを感じました。

それと、ちよつと私も興味深かったのが、このひきこもりの担当者っていいですか、の人たちが事例報告もしてましたけれども、恐らく担当が一々そこまで具体的なことで動いてたらとても対応し切れないし、委託業者といいですかね、「コラボエドがわ」ですか、そこには専門家もそろってるからそこがいろいろやるんだろうと思うんですけど、恐らく担当者自身がどういう形で対応したらいいかとかというのは勉強してる過程なのかなっていうかな、そういうふうに感じました。つまり、本来だったら担当者がそこやってたら、当然対応し切れないし、基本的にはこの「コラボエドがわ」でそういったことの対応は全部やってる。

私もちよつと興味深かったのは、例えば私のほうの事業所でも正直同じことはやってるわけです。ちょうどこの事例発表にあるようなことはもう本当に何件もケース抱えてやっていますから、そのときに例えばそういうB型の事業所を使うのか、訪問看護を使うのかとかそういう具体的なところはちよつともう少し聞きたかったし、その辺でどういうふうに対応していくのかはちよつと興味深いところはありました。だから、まだ江戸川区のほうも担当者がいろんなことを学んでる過程での話だったのかなという印象は受けました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

○委員（中村庄一郎君） もう皆さん発表があったとおりでございます。私がちよつと質問をする時間が、余裕がなかったんで、質問っていうことはちよつとしなかったんですけども、今もう皆さんが言われたとおり、個別対応のすばらしさとか、やっぱり2次調査っていうんですか、やっぱりそういうのなんかもしっかりされて、やっぱりうちの市や何かと比べるとやっぱり規模が全然違う部分もあったりしてるし、何よりもひきこもりっていう問題についてしっかりと、例えば行政が何をやるのか、誰がどうするのかというんじゃなくて、この問題についてしっかりと検討されてるっていうかな、それをもうしっかりともうされてるという部分なんかはすごくあって、個々の対応の中でも職員が手探りでやってるなんていうことなんかはね、まさにそういうことなんだと思うんですね。こういうひきこもりっていう問題をどういうふうに対処かってことだと思うんですね。

やっぱり、こういう問題って理論的にどうのこうのってする問題じゃなくて、やっぱり現実を見ながらこの事例はどうしようかなってということなんだというふうに思うわけです。その中で、江戸川区の今主催事業ってところの中の、これからの予定でその他の予定ってということで、ひきこもり条例ですとか、あと周知啓発目的講演会とか、その下にある、僕は一番これが気になって、駄菓子屋居場所ってところなんです。いかにもやっぱりひきこもりってところの中の情景が見えてくるようなところがあって、こういうことでこの駄菓子屋居場所ってのは何か、区長さんか何かの案だったってような話もちょっと聞きました。

その中でちょっと変わったのが、居酒屋どうのこうのみたいなこともちらっと言ったんですよ、言葉に出たのね。それも面白いなって僕は思ったんですよ。駄菓子屋は年齢層のそういう、居酒屋っていうとある程度の年になってきて、お酒を出すとか出さないとかっていう問題じゃなくても、ただ、そういうところの居場所みたいなところをつくってあげるようなことの発想、やっぱりそういうところが違うなっていうのは僕はすごく感じました。だから、やっぱりひきこもりってということに対してかなり真剣にいろんな意味でいろんな発想が出てくるようになってきてるんだなと。ただ行政が何をしてあげる、我々がどんなことの手を差し伸べたらいいのかっていうことじゃなくて、やっぱりそのことについて真剣にやっぱり対峙してるっていうかな、そういうことがあるからこそ、僕はこういう発想が出てくるのかなっていうふうに思いました。

だから、これから我々、私なんかもいい経験とさせてもらって、やっぱりそこで対峙しながらどういうことを、一つ一つ個々の事例を見ながら、どういうふうにいくなってということがこれからも必要なかなっていうふうに変更して感じさせられました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 様々な皆さんから貴重な御意見ありがとうございました。

今回の江戸川区のちょうどタイムリーで様々な、今全国的に問題になっておまして、やっぱりかなり参考になったなと私も思います。

江戸川区に関しては、最初にお話ししてましたけども、津南町もこれを参考にやってってということで、津南町に関しては全所帯で8割ぐらいの有効回答を得たそうで、どちらかっていうと市民、町民の方に配慮した、やはり質問の仕方、社会的孤立とか支援についてのことを入れないで、やはり簡単な言葉を使用して記入しやすようにしたことで有効な回答が得られたという、参考になるんじゃないかなと思います。

今、皆様から、調査をしたりとか、やはり体制づくりが大事だとか、今後やはりまだ別途視察も必要だとか、やはり障害者についての支援についてとか、支援につなげるための調査というお話が出ましたけれども、先日、皆様には東京都の全自治体の国の調査報告書ありましたが、そこで一番やはり取り組む必要があるというのは身近な地域における相談体制の充実というのが一番で、2つ目は地域における連携のネットワークづくりってのが2番目に、全体を通してそうなのかなと思います。

なかなか、今視察がようやく今回できて、先ほど東口委員からも視察を、包括の部分で言っちゃったけども、今後ちょっと視察ができるのかどうか、これに関してちょっと調査をしていかなければいけない部分、あと今後視察をできなければどのようにして進めていくのか、オンラインで可能なのか、そういうほうも含めて、今回の皆様の意見を踏襲して進めていきたいと思えます。

皆様から、今後の進め方について何か、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかという何か意見がございましたら。

○委員（東口正美君） すみません、他市のこともそうなんですけど、例えば、そえるとか、先ほど言った地域

包括とかで、当市で私たちに御説明いただけるような具体的な支援の進行形も含めて、どういうことかわゆる相談に乗っていただいているセクションでどんな取組をしていて、どんなことに困っているのかみたいな、当市の中にも当然そこに触れているセクションは生活福祉課も含めてあると思うので、もしお話しいただけるケース事例等があつて参考にさせていただければ、やっぱり所管事務なので、それがいいかなっていうふうに思うんですけども、委員長のほうでその辺うまく取りまとめていただけるとありがたいなと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） 貴重な意見ありがとうございました。

○委員（実川圭子君） 今の東口委員の意見に賛成というか、私もそのように思います。

地域包括の方もそうですし、そういった方にお話しいただけるのは一番かなと思うんですけども、まだ今の状況だとコロナだと、聞きに行くっていうのは難しいのかなと思ったりすると、そういう話が聞けたらいいなと思うんですけども、江戸川で個別対応のすごく細かい事例を挙げていただきましたけども、ああいったことが例えば市内の状況をここで説明ができるかっていうと、私はちょっとそれは難しいのかなと。市内のことをここで説明難しいのかなと思うと直接でもいいですし、あとこうということが可能なのか分からないですけども、例えばアンケートみたいな形でちょっと委員会としてこういうことを、聞き取りの何かアンケートみたいなものを、答えやすいような形のものを用意してちょっと協力いただくっていうことがもしできたらそういった方法でも、とにかく現状をあぶり出すというか、そういったことができたならというふうには思いました。

○委員（中村庄一郎君） 枠が変わっちゃったりなんかするんだけど、これがどういうことかっていうのはちょっとまた皆さんで検討してもらいたいんだけど、ひきこもりっていうことなんですけども、例えば枠外になっちゃうかもしれないけども、不登校とかっていうところが、ひきこもりのまずはその前兆みたいなところになりかねないかなっていうのがあると思うんですね。実はこの間江戸川行ったときに、最後に僕がちょっと行って、それで担当者とも話をさせてもらったんだけど、いや、それは教育委員会の関係ですからねっていうことで、教育委員会とはうまくやってますよって言うしか回答が返ってこなかったんですよ、江戸川区行ったときは。まあまあそりゃねって、もう枠外の話で私がもう会議の後にちょっと行ったもんですから、そういう話だったんですけど。

だから、そういうところも、これから、夏休みに入って特にそういう不登校の関係や何かが、特に2学期になってから出てくる可能性もあると思うんですね。ちょっと心配なのは、今コロナの関係もそうですし、今ネットの関係で、もう学校に何日以上来ない子にはもう必ずタブレットを家庭に持たせて帰しちゃうっていうようなこともあるみたいなんですよね。そうするともう、そんなこと言っちゃ悪いんだけど、絶対来なくなっちゃうんですね。どんなふうに使ってるかが分かんないし、どんなふうなのかも分かんないってこともあって、だからそんなこともちょっと知りたいなっていうかな。例えばひきこもりの前兆じゃないけども、そんなことになりかねないのかなと。ほら、課が違うんでね、難しいところもあるんだと思うし、役所でもそういうところできちっと分別はされてるんでしょうけど、ちょっとそんなこともこの時期なのでちょっと知りたいなっていうのもちょっとあります、もし。

○委員（根岸聡彦君） 今回、江戸川区という先進市ですかね、取組の先進市を視察させていただいたんですけども、じゃ東大和市の実態はどうなってるのかっていうところ。当然何もしていないということはないと思いますので、ひきこもりの対応策として必要であると思われることは何なのか、東大和市として今対応できていることは何なのか、必要だと思ってるけど対応できていないことは何なのか、そのための課題はどういうところにあると考えてるのか、そういったところをヒアリングできるならばヒアリングをして、委員会として江

戸川区の事例としてこういうこともやっていますよというようなものも含めて、また、今、中村委員のほうからもおっしゃられた、教育委員会との連携の部分も含めて、厚生文教委員会として提言できるところを提言していただけるかなというふうに思いました。

○委員（実川圭子君） 今の根岸委員にちょっとお伺いしたいんですけど、そのヒアリングの対象というのは、どこにヒアリングするというような感じでおっしゃったのでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） 特にどこにということは決めてないんですけども、当然生活福祉課が中心になるのかなど。生活福祉課あるいは社会福祉協議会が中心になってくるのかなというふうに思って、今は考えています。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 今、様々委員のほうから御提案とかありましたけれども、今回の江戸川区の視察につきましては意見等をしっかりまとめまして、報告書に反映をしていきたいと思えます。

それ以外、様々皆さんのほうから今要望があったことを今後どのようにしていくかということのをちょっと検討させていただいて、ちょっと正副のほうで一度検討させていただいて進めていきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） お諮りいたします。

社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） これをもって令和4年第4回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時24分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 木 戸 岡 秀 彦